

根 拠 法 令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主 務 官 庁	経 済 産 業 省

役 務 取 引 許 可 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

申 請 者
 氏 名 又 は 名 称
 及 び 代 表 者 の 氏 名 _____
 住 所 ・ 居 所
 又 は 所 在 地 _____
 担 当 者 _____
 電 話 番 号 _____

申 請 年 月 日	
※ 許 可 年 月 日	
※ 許 可 番 号	
※ 有 効 期 限	

下 記 の と お り 申 請 し ま す 。

1. 取 引 の 概 要

- (1) 取 引 の 相 手 方 の 氏 名 又 は 名 称 _____
- (2) 取 引 の 相 手 方 の 住 所 ・ 居 所 又 は 所 在 地 _____
- (3) 役 務 取 引 期 間 _____
- (4) 利 用 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 _____
- (5) 利 用 す る 者 の 住 所 ・ 居 所 又 は 所 在 地 _____
- (6) 役 務 の 内 容 _____

- (7) 取 引 の 相 手 方 が 技 術 情 報 を 受 領 す る 場 所 _____

2. 支 払 等 の 関 係

- (1) （△支払、△支払の受領、△支払及び支払の受領）の別
- (2) 支 払 等 の 金 額 _____
- (3) 支 払 等 の 時 期 _____
- (4) 支 払 等 の 相 手 方 の 氏 名 又 は 名 称 _____
- (5) 支 払 等 の 相 手 方 の 住 所 ・ 居 所 又 は 所 在 地 _____

※ 上 記 申 請 は、	外 国 為 替 及 び 外 国 貿 易 法 第 2 5 条 第 _____ 項 の 規 定 に よ り 外 国 為 替 令 第 1 8 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 外 国 為 替 令 第 1 8 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ り	} <table border="1" style="margin-left: 10px; width: 80%;"> <tr> <td style="width: 30%;">許</td> <td style="width: 30%;">可</td> <td style="width: 30%;">す</td> <td style="width: 10%;">る。</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">し</td> <td style="width: 10%;">な</td> <td style="width: 10%;">い。</td> </tr> </table>	許	可	す	る。		し	な	い。
許	可	す	る。		し	な	い。			
	外 国 為 替 及 び 外 国 貿 易 法 第 2 5 条 第 _____ 項 及 び 第 6 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 外 国 為 替 及 び 外 国 貿 易 法 第 6 7 条 第 1 項 及 び 外 国 為 替 令 第 1 8 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 外 国 為 替 及 び 外 国 貿 易 法 第 6 7 条 第 1 項 及 び 外 国 為 替 令 第 1 8 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ り	} <table border="1" style="margin-left: 10px; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">下 記 の 条 件 を 付 し て 許 可 す る 。</td> </tr> </table>	下 記 の 条 件 を 付 し て 許 可 す る 。							
下 記 の 条 件 を 付 し て 許 可 す る 。										

条 件	
-----	--

経 済 産 業 大 臣 の 記 名 押 印

資 格 _____

記 名 押 印 _____

(裏面)

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 「利用する者の氏名又は名称」及び「利用する者の住所・居所又は所在地」の欄は利用する者が確定していない場合「未定」と記入すること。
- 3 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 4 外国為替及び外国貿易法第25条第5項の規定による役務取引許可申請については「2. 支払等の関係」欄は記載する必要はない。
- 5 「取引の相手方が技術情報を受領する場所」は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項又は第6項の規定による許可を受けようとする場合に、取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所（当該取引において特段の定めがなければ、当該相手方の住所、居所又は所在地がある外国の名称その他）を記入すること。
- 6 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 7 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 8 「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄

〔 外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第5項又は第6項の規定により許可を受けた許可証については、記載する必要はない。 〕

送金（又は受領）年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は 電子決済手段等取引業者等確認欄